

第3章 著作者の権利

第1節 著作者人格権

第1 総論

1 二元論

フランス知的財産法典 111-1 条 2 項は、「この権利は、この法典第 1 編及び第 3 編に定める知的及び人格的特質並びに財産的特質を包含する」と定め、著作財産権と著作者人格権 (les droits moraux) という著作権 (広義) の二元性を明らかにする (二元論)。

2 著作者人格権の立法過程

著作者人格権は、著作財産権から 1 世紀ほど遅れて、学説・判例により提唱された。1957 年 3 月 11 日法が、学説・判例を採用し、著作者人格権に関する明文規定を設けた。1985 年法により、散漫であった規定がまとめられ、現行の知的財産法典に引き継がれた。

3 一般法上の人格権と著作者人格権

著作物は著作者の人格の発現である。著作物には、著作者から発せられ、それに示された人格があり、著作者のもとを離れても著作者とつながっているため、著作物に反映された著作者の人格は保護されるべきである。著作者人格権は、著作物に反映された著作者の人格を保護する。

著作者人格権は、一般法上の人格的権利に位置づけられるが、特別な人格権である。つまり、著作者人格権は著作物に反映された著作者の人格を保護するものであるから、著作者の人格、名前、名誉そのものを保護するものではなく、また、著作物の存在するところにしか存在しない。判例は、著作者人格権について、「法律によって保護されている他の人格権の保護とは全く無関係」(破毀院第 1 民事部 1993 年 3 月 10 日 91-15.915 Association la fraternité blanche universelle 事件) と判断する。

著作者人格権は、人として生まれながら有する権利ではない点、死亡により消滅するものではない点、著作物を創作する前には存在せず (破毀院第 1 民事部 1987 年 4 月 7 日 85-12.101) 著作物を前提とする点において、一般法上の人格権と異なる。

4 著作者人格権の内容

著作者人格権 (121-1 条から 121-9 条) は、4 種類の権利から構成される。著作者が、その著作物を公衆にゆだねる時期および条件を決定する権利である **公表権 (le droit de divulgation)**、著作者が、その作品にその氏名や資格に言及することを要求する権利である **氏名表示権 (le droit à la paternité)**、著作者が、その著作物を変質させることを可能とするすべての行為に反対することができる権利である **同一性保持権 (le droit au respect de l'intégrité de l'œuvre)**、著作者が、その著作物の利用権を譲渡した場合において、契約相手方に対して生じた損害を賠償することを条件として、その著作物または譲渡した権利の

利用をやめさせる権利である修正・撤回権 (le droit de repentir et de retrait)である。

5 権利者

法人は著作者でないため著作者人格権を享受できないが、集合著作物の場合の法人については、著作者人格権が認められる（113-5条2項、破毀院第1民事部2012年3月22日11-10.132）。

実演家については、公表権はない（212-2条、破毀院第1民事部2008年11月27日07-12.109）。また、修正・撤回権もない（212-2条）

★目次★

http://www.tatsumura-law.com/attorneys/tomoko-inaba/column/?page_id=1237